

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案	現行
<p><del>第四条の四 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める移動</del>  <del>端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無</del>  <del>線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。</del></p> <p><del>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第</del>  <del>三条第一号に規定する携帯無線通信</del></p> <p><del>二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分</del>  <del>割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接</del>  <del>続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定する</del>  <del>シングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み</del>  <del>合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線</del>  <del>通信</del></p> <p>2・3（略）</p> <p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準          ）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置され          るルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するた          めの電気通信設備をいう。<u>第二十三条の九の四第二号及び第二</u></p>	<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準          ）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置され          るルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するた          めの電気通信設備をいう。）</p>

十四条の五第九号において同じ。)

十二 (略)

2・3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| (略)

3| 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物(以下「第二種指定中継系交換局」という。 )との間に設置される伝送路設備(以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。)

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を

十二 (略)

2・3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3| (略)

4| (略)

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を

定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

一～三 （略）

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一～三 （略）

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手続

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるものに限る、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手續であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手續

(2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応がでない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手續

(3) 接続協定の締結及び解除の手續

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手續

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者

による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第九号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する

る事項

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の六 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

九 ルータにより符号を交換する機能

十〜十三 (略)

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の四 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 (略)

一〜八 (略)

九 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)により符号を交換する機能

十〜十三 (略)

十四 SIPサーバ（アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能

十四 SIPサーバ（IPアドレス（インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。）の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能



改 正 案

現 行

様式第 17 の 4 の 2 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務に係る費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価		
					音声伝送交換機能	MNP 転送機能	SMS 伝送交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							
研究費償却							
減価償却費							
固定資産除却費							
通信設備使用料							
租税公課							
合計							

注 1 「音声伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の 3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送 役務に係る費用	回線容量課 金対象外費 用	回線容量課金 対象費用	接続料対象 外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産 除却費					
通信設備 使用料					
租税公課					
合計					

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあっては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交 換機能に算 入する営業 費の額	データ伝送 交換機能に 算入する営 業費の額	M N P 転送 機能に算入 する営業費 の額	S M S 伝送 交換機能に 算入する営 業費の額
営業費				
電気通信の啓発				

活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」、「データ伝送交換機能」、「MNP転送機能」及び「SMS伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

項目	金額 (単位:円)	備考
機能に係るレートベース		
当該機能に係る正味固定資産		
当該機能に係る繰延資産		
当該機能に係る投資その他の資産		
当該機能に係る貯蔵品		
当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役務別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用

項目	数値 (単位:円又はパーセント)	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債に対する利子		

	相当率		
--	-----	--	--

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「他人資本比率」の項には、この様式の2（資本構成比）により算定された値を用いること。

3 「有利子負債に対する利率」の項には、この様式の5（有利子負債に対する利率）により算定された値を用いること。

4 「有利子負債以外の負債に対する利率相当率」の項には、平成28年総務省告示第 号（第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件）第2条に規定する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値		
有利子負債に該当する勘定科目				有利子負債比率	
有利子負債の合計額					
有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率	
有利子負債以外の負債の合計額					
合計額					

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利率

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額
-------------	---------------------

合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

有利子負債に対する利率	
-------------	--

- 注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。  
 2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。  
 3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

6 自己資本費用

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
自己資本費用		
機能に係るレートベース		
自己資本比率		
自己資本利益率		

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。  
 2 「自己資本比率」の項には、この様式の2（資本構成比）により算定された値を用いること。  
 3 「自己資本利益率」の項には、この様式の7（自己資本利益率）により算定された値を用いること。

7 自己資本利益率

	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低				

い 金融商品の平均金利				
β				
主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2 「β」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

#### 8 β

	原価及び利潤の前々算定期間のβ	原価及び利潤の前算定期間のβ	原価及び利潤の算定期間のβ
算定式			
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
β			

注1 「β」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

#### 9 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		

自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベ ス×他人資本比率×有 利子負債以外の負債比 率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

1.0 利益対応税率

利益対応税率の算定式		
利益対応税率の算定式に代入する入力値（税率等）		
利益対応税率		

注1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値（税率等）」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

1.1 利潤

項目	数値（単位：円）	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。



様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: Mbps)	備考
需要		

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP 転送機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。





通信設備使用料														
租税公課														
計														
利潤														
需要														
接続料（相当額）														

注1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。





様式第 17 の 4 の 7 (第 23 条の 9 の 3 関係)

機能別運転資本計算表 (レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送 交換機能 に係る運 転資本の 額	データ伝送 交換機能に 係る運転資 本の額	MNP 転送 機能に係る 運転資本の 額	SMS 伝 送交換機 能に係る 運転資本 の額
運転資本 (年額)				
<u>営業費用</u>				
一) 減価償却費				
一) 固定資産除却費				
一) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的 な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」、「データ伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の値を記載すること。